

◆後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進について

当院では、厚生労働省の方針に従い、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しております。

後発医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることが出来るため、患者さまの負担軽減や、国の医療費節減にもつながります。

◆一般名処方について

当院では、後発医役人の使用促進や患者さまへの適切な薬剤処方の観点から、後発医薬品のある医薬品について、**商品名では無く、薬の有効成分をそのまま薬名として記載する**「一般名処方」により処方箋を発行しております。処方箋では薬剤師が有効成分の医薬品の中で適切なものを選択し、調剤します。

また、一般名処方を行う事で、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

注意）患者さまが先発医薬品の処方を希望される場合

患者さまが同じ成分の後発医薬品でなく価格の高い先発医薬品（長期収載品）を希望された場合は、特別料金（先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金）が発生します。

但し、医療上の必要性があると認められる場合や、後発医薬品を提供する事が困難な場合は除きます。これを「長期収載品の選定療養」といい、令和6年10月より導入されています。

◆医薬品の安定供給の取り組みについて

当院では、患者さまに必要な医薬品を確保するため、一般名処方を行う等、適切な薬剤の処方に努めております。また、医薬品の供給が不足した場合に、治療計画の見直しや、処方等の変更等の対応をしており、医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性がある場合には、その旨説明し変更いたします。

ご不明な点がございましたら、おたずねください。

令和7年5月 小木こどもファミリークリニック